

FamiPay加盟店規約 新旧対照表

現行		改定後	
【加盟店情報の取扱いに関する同意条項】		【加盟店情報の取扱いに関する同意条項】	
第2条（加盟店情報交換センターへの報告・共同利用の同意） （略） 4.		第2条（加盟店情報交換センターへの報告・共同利用の同意） （略） 4.	
センターの名称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(センター)	センターの名称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(J D Mセンター)
センターの住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1住生日本橋小網町ビル6階	センターの住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1住生日本橋小網町ビル
共同利用する情報の内容	（略） ⑧行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、センターが収集した情報	共同利用する情報の内容	（略） ⑧行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反 または違反するおそれがあるとして 、公表された情報等)について、センターが収集した情報
	（略） ⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。		（略） ⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名 および生年月日 （法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。
共同利用の範囲	一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、センターの会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者およびセンター（会員は上記ホームページに掲載します。）	共同利用の範囲	一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、センターの会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者およびセンター（ センター会員はセンターのホームページに掲載しています。 ）
（追加）	（追加）	制度に関するお問い合わせ先および開示の手続	加盟店情報交換制度に関するお問い合わせおよび開示の手続については、 J D Mセンターまでお申出ください。
共同利用責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター	共同利用責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（ J D Mセンター ） 代表理事:松井 哲夫
(2021年7月28日版)		(2022年4月1日版)	